

広報 あんなか

6/1 | vol.135
2017 (平成29年)

安中市合併 10周年事業を 報告します

主な内容

P214 ● 安中市合併10周年記念事業

P617 ● 区長の皆さんを紹介します

P819 ● 空き家等の適切な管理ほか



安中市合併
10
周年記念事業

平成28年度に実施されました

安中市合併10周年記念事業

市民提案事業を報告します。

昨年一年を通じて、市内各地で安中市合併10周年記念事業が開催されました。会場はどこも参加した人たちの活気に包まれ、盛況のうちに幕を閉じました。それぞれのイベントの成功が安中市の未来へ繋がる確かな一歩となりました。

【問合せ】 困企企画課企画調整係 (☎内線1635)

音色で奏でる
アプトの道ウォーキング



03

日時：28/6/12
場所：アプトの道

遊歩道として人気のある「アプトの道(約3.3km)」を歩き、音楽を楽しみながら鉄道遺産群に親しんでもらうイベントでした。遊歩道にあるトンネル内でオカリナ、カリンバ、チェロなどが演奏され、およそ300人の参加者で賑わいました。

主催：鉄道遺産群を愛する会

元日本代表選手
北澤豪氏のサッカー教室



02

日時：28/6/5
場所：安中市スポーツセンター

元日本代表である北澤豪氏を講師として招き、サッカー教室を実施しました。一流選手とのふれあいにより、子どもたちの輝く表情が印象に残るイベントとなりました。

主催：公益社団法人
安中青年会議所

あんなか
花・野菜の旬まつり
2016春・秋



01

日時：(春) 28/5/29
(秋) 28/10/23

場所：安中市高別当わくわく畑(国道18号線高別当信号を後閑方面へ約500m)

春、秋ともに花苗を使って畑にアートを描く体験、地産の野菜販売などのイベントにたくさんの人たちが集まりました。色々な体験を楽しみながら、人との交流を深めるイベントとなりました。

主催：わくわく畑の会

秋間梅林収穫祭



06

日時：28/6/25
場所：秋間梅林内

秋間梅林観光協会・安中総合学園が協力し合った初めての秋間梅林収穫祭。梅ジュース作り体験においては満員御礼となり、当日は大変熱気あふれる中で、皆さん和気あいあいと自分だけのオリジナルジュースを作りました。

主催：秋間梅林観光協会・安中総合学園高校食文化系列

安中市合併10周年記念
チャリティーコンサート
ロス・プリモス安中公演



05

日時：28/6/19
場所：松井田文化会館

昭和40年代に、ムード歌謡で一世を風靡し、「ラブユー東京」「たそがれの銀座」など数々のヒット曲でおなじみのロス・プリモスを迎え、記念コンサートが開催されました。当日は大勢の聴衆が訪れました。

主催：ロス・プリモスを
安中に呼ぶ会

安中市の青少年オーケストラによるビバルディ
「四季」全楽章演奏会



04

日時：28/6/12
場所：安中市文化センター

安中市出身のジュニアオーケストラ卒業生を招いての大規模な演奏会を開催しました。バルーンアートによる舞台装飾や、こうめちゃんとの共演など、合併10周年を華やかに・和やかにお祝いするイベントとなりました。

主催：安中ジュニア
オーケストラ

安中市合併

10

周年記念事業

第32回フリーマーケット inあんなか



10

日時：28/10/16

場所：安中市スポーツセンター

安中市スポーツセンターにておよそ10年ぶりのフリーマーケットが行われました。当日は市内外からたくさんの方が訪れ、会場は活気に包まれました。

主催：地域づくり団体 未来塾・
地域創造集団 楽舎

安中市合併10周年記念 花火大会



09

日時：28/10/10

場所：安中市役所周辺

約500発の打ち上げ花火が澄んだ秋の夜空を彩りました。また同日はあんなか祭りも開催され、夕方には各所から華やかな山車が集まり、お囃子を鳴り響かせました。

主催：公益社団法人
安中青年会議所

めがね橋からしゃぼん玉で 虹をつくろう -しゃぼん玉 飛ばそう大会 onめがね橋-



08

日時：28/9/11

場所：めがね橋橋上

参加者の人にしゃぼん玉のパフォーマンスを楽しんでもらう大会でした。たくさんの方が集まり、めがね橋の上から一斉にしゃぼん玉を飛ばしました。飛び立ったしゃぼん玉にめがね橋が包まれると、幻想的な美しい風景となりました。

主催：NPO法人 碓氷峠
歴史文化遺産研究会

安中ひかりの夕べ



07

日時：28/7/9

場所：碓氷峠の森公園交流館
「峠の湯」

来場した人々たちによる“ろうそくカップ作り”が実施されました。辺りが暗くなり、願いや絵などが描かれたろうそくカップに火がともると、幻想的な雰囲気になりました。また、ステージではスペシャルライブなどのイベントが開催され、多くの方が訪れました。

主催：公益社団法人
安中青年会議所

こどもがつくる! 安中 こどもひな市 ~秋間 うめえもんコンテスト~



14

日時：29/3/29

場所：秋間梅林

秋間梅林の美しい景色の中から、「うめえもん」を味わいながら、地域の人たちや参加者、出店者みんなで楽しく交流するイベントとなりました。秋間梅林の梅・梅干を使ったオリジナル料理コンテストも開催されました。

主催：碓氷安中
ちいきづくり協議会

碓氷のお関所 通りゃん祭(せ)



13

日時：28/11/9~13

場所：碓氷関所跡、
松井田文化会館

錦絵や資料の展示、坂本馬子唄に関する講演会、碓氷関所での仮装パレードなどのイベントが行われました。安中四宿が揃った錦絵展示は初の公開となりました。

主催：碓氷関所保存会

秋のコンサート(第19回) オペラ「フィガロの結婚」



12

日時：28/11/12

場所：松井田文化会館

オペラ「フィガロの結婚」を、演奏会形式にして物語が進行しました。安中市出身の金井紀子音楽監督・荒川恵美さんなど豪華な出演者で本格的なオペラが催され、当日は多くの方の観覧がありました。

主催：松井田町
音楽文化愛好会

秋間梅林 紅梅・ろうばい植樹祭



11

日時：28/10/30

場所：秋間梅林

秋間梅林入口の遊休地に紅梅・ろうばいを植える植樹祭が行われました。植えた木の横に自身の名前を書いた手作りの看板を設置したり、イベントを記念して大きなメモリアルプレートも設置されました。

主催：里山を守る会

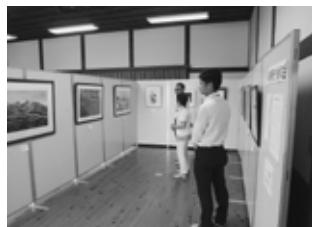
安中市合併10周年

冠 事業

が実施されました。

市民提案型の事業と併せて、同じく安中市合併10周年冠事業も開催されましたので、ご紹介します。それぞれの団体の特色をいかし、市民の人たちが楽しめる、有意義なイベントとなりました。

安中市合併10周年記念 松井田きり絵の会作品展



日時：28/6/16～22
場所：旧碓氷郡役所
主催：松井田きり絵の会

劇団ろしなんて第45回公演安中公演 「煙が目にしみる」



日時：28/9/3
場所：安中市文化センター
主催：地域創造集団 楽舎

歌と舞踊&フラ・レクダンス華の祭典



日時：28/9/10
場所：安中市文化センター
主催：合歓の木グループ

第40回市民展



日時：28/10/23、
28/11/20～23
場所：安中市文化センター
安中体育館
主催：安中市市民展実行委員会

安中市合併10周年記念 Annakaひだまりマルシェ3周年土曜市



日時：28/11/19
場所：ひだまりマルシェ内
主催：NPO法人 Annaka
ひだまりマルシェ

親子ふれあいコンサート



日時：28/11/26
場所：松井田文化会館
主催：安中市保育協議会

平成30年成人式新成人スタッフ募集……………

成人式を迎える皆さん、新成人スタッフとして参加してみませんか？

思い出に残るすばらしい成人式に。興味のある方はお気軽にご連絡ください。

【成人式日程】平成30年1月7日(日) 午前10時開式予定

【業務内容】成人式の企画運営、司会、二十歳の意見発表など 当日のほか数回の事前打ち合わせ会議(第1回目 8月中旬開催を予定)

【対象・定員】平成9年4月2日生～平成10年4月1日生の
市内在住または本市出身の新成人10名程度

【申込み・問合せ】7月14日(金)までに電話でお申し込みください。

詳しくは、生涯学習課社会教育係まで (内線2242)

【平成29年成人式新成人スタッフ6人の感想】

- 不安や緊張がありましたが、職員の方や他の実行委員のメンバーのおかげで、二十歳の意見を発表することができました。生まれ育った安中市の成人式で実行委員として関われたことは、いい経験になりました。
- 新成人の前に立つという経験はなかなかできるものではありません。自分の特技を活かして作り上げる成人式は最高のものになりました。
- 貴重な体験をすることができ、無事に終わって「やってよかったな～」って感じることができました！
- 成人式を終えて、ピアノ演奏や手話をいれたことで今までにない自分たちの成人式が作れて本番も準備も楽しかったです。
- 最初は、気が重いと思うときもありましたが、今ではとてもいい思い出になり、一生忘れない経験となりました。
- もっとはやく段階から周到な準備をしておけばよかったと思うこともありましたが、一生に一度の成人式に運営していく立場で参加することができ、思い入れのある思い出深い成人式になり、挑戦してみて良かったなと思います。



▲平成29年成人式新成人スタッフ

6月1日から10月31日までは

「出水期」です

6月は「土砂災害防止月間」です

これからの時期は梅雨や集中豪雨、台風などにより水害や土砂災害が発生しやすくなります。昨年には気象庁の統計開始以来初めてとなる東北地方太平洋側に上陸した台風第10号により、北海道や東北地方を中心に被害が発生し、一昨年には平成27年9月関東・東北豪雨により関東・東北地方を中心に被害が発生するなど、近年では毎年のように水害や土砂災害による被害が発生しております。

災害に対して自分だけは大丈夫と思わずに、万が一のときでも命を守るよう次の3項目を参考に平時から備えておきましょう。

危険箇所の把握

- 自宅や周辺が浸水想定区域や土砂災害警戒区域などになっていますか？
- 自宅や周辺で過去に災害が発生した場所はありませんか？
- 河川や水路、崖など災害が発生しやすい場所はありませんか？
- 避難場所や避難施設、避難経路を把握していますか？



災害対応ガイドブックで浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの危険箇所を把握しておくとともに、実際に自宅周辺の状況や避難場所、避難経路を確認しておきましょう。

各家庭での備え

- 気象情報や災害に関する情報を入手できますか？
- 避難するタイミングを決めていますか？
- 非常持出袋や備蓄品は準備してありますか？
- 災害時の対応について家族で共有していますか？

気象情報や災害に関する情報の意味を確認し、危険が迫ってきたときは早めに避難しましょう。また、災害が発生してから備えはじめたのでは逃げ遅れてしまうかもしれません。災害に対する備えは平時に行っておきましょう。

災害時の対応

自宅周辺が既に浸水している場合の移動は危険です。状況によっては自宅などの建物の上階への移動（屋内安全確保）も有効ですので、そのときの状況に応じた適切な避難行動をとってください。また、土砂災害の前触れ（予兆現象）を見つけたときは直ぐに安全な場所に避難するとともに近隣住民や市に連絡してください。

水害や土砂災害は平時からの備えと早めの対応をとることで被害を軽減することが可能な災害です。災害が発生した際には「想定にとらわれることなく主体的に」「最善を尽くして命を守る行動」をとってください。

【防災行政無線テレホンサービス】

防災行政無線の放送を聞き逃した場合や放送内容が聞き取りづかった場合などに、放送内容を電話で確認できるサービスです。0800-800-3664（通話料無料）

【高崎市等広域消防局火災テレホンサービス】

消防車の出動に関する情報を電話で確認できるサービスです。0180-992-222（通話料がかかります）

【安中市メール配信サービス】

日々の気象情報や火災情報、防災情報などをメールでお知らせするサービスです。また、全国瞬時警報システム（Jアラート）とも連携しており、緊急情報も自動で配信されます。

《登録方法》

- ① 右記QRコードを読み取るか、annaka@entry.mail-dpt.jpへ空メールを送信します。
- ② 仮登録メールに記載されているURLから登録手続きを行います。
- ③ 手続き後に登録完了メールが届けば登録完了です。

※空メール送信後すぐに仮登録メールが届かない場合は、迷惑メール設定をご確認頂き、右記のアドレスを受信できるよう設定してください。annaka@city.annaka.gunma.jp



【災害対応ガイドブック】

市では、災害に対する備えとして、これだけはおさえてほしい「6つの心得」をまとめた災害対応ガイドブックを無料で配付しております。下記の間合せ先まで直接お越しいただくか、お問い合わせください。

問合せ▶ 困危機管理課 危機管理係（☎内線1131）

お世話になります

(平成29年度)

区長の皆さんを紹介します

各地区代表区長の皆さん (敬称略 5月1日現在)



岩野谷地区
櫻井 好実 区長



東横野地区
田島 勲 区長



磯部地区
上村 正一 区長



原市地区
宮田 勝次 区長



安中地区
市川 益也 区長



臼井地区
川崎 清治 区長



松井田地区
悴田 茂 区長



後閑地区
吉澤 恒雄 区長



秋間地区
黛 正敏 区長



板鼻地区
佐藤 英男 区長



細野地区
萩原 豊彦 区長



九十九地区
茂木 良穂 区長



西横野地区
清水 正 区長



坂本地区
佐藤 恒雄 区長

問合せ▶
困行政課行政係
(☎内線1041)

市内には101の行政区があります。

区長さんには、地元の自治会などの協力を得ながら、地域の皆さんと市の橋渡し役として、主に次の仕事を
をお願いしています。

- 毎月2回の全戸配布印刷物（「広報あんなか」など）の配布や回覧
- 住民センター新築・改修の補助申請に関する事
- 土木事業（道路・水路等の整備工事の連絡調整など）に関する事
- 環境衛生（環境整備、ごみの不法投棄の通報など）に関する事
- 交通安全（カーブミラーやガードレール等の設置要望など）に関する事
- 防犯（防犯灯の設置要望など）に関する事
- 防災（防災事業の参加、災害発生時の協力や被害状況の報告など）に関する事
- 社会福祉事業（赤い羽根、歳末助け合いなどの共同募金活動への協力など）に関する事

東横野地区						磯部地区				原市地区							安中地区															
6	5	4	3	2	1	5	4	3	2	9	8	7	6	5	4	3	3	2	1	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	2	1
区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	
田島勳	木暮洋二	高野和夫	早川博一	竹内順一	茂木賢二	須藤勉	須藤洋一	上村正一	松本元雄	吉田賢二	田村宇太次	悪澤孝保	茂木保進	武井勝次	宮庭敏夫	大庭健利	村椿正利	田中春次	金井昌治	内田誠治	堀越敏男	亀井勝美	多胡稔夫	阪本幹彦	秋山宏雄	田島恒夫	筑井秀夫	新井栄重	酒井徳重	市川益也	野中明夫	

松井田地区					後閑地区					秋間地区				板鼻地区				岩野谷地区																
紺屋町区	南横町区	北横町区	新田琵琶ノ窪区	下町区	仲町区	上町区	源ヶ原区	森崎区	新堀中宿区	本町区	上本町区	5	4	3	2	1	5	4	3	みのりが丘区	2	1	5	4	3	2	1	7	6	5	4	3	2	1
平山武司	悴田茂	須藤英治	今井彦彦	小坂喜久治	保島弘徳	中島精一	根岸武一	山田勲	唐澤勲	佐藤伸二	寺島元男	和恒雄	吉澤恒	柳澤恒	中里稔	磯貝清光	日部泰敏	田嶋善之	多胡芳実	岩瀬典	中山嘉計	大河原俊夫	中島良農	澤田俊啓	佐藤英男	宮川均	平尾和吉	高林日隆	白石忠夫	神澤真志	舟田眞護	須藤哲夫	茂木哲夫	櫻井好実

細野地区	九十九地区			西横野地区							坂本地区			白井地区																
上増田西区	上増田東区	新井区	土塩東区	土塩西区	小日向区	国衙百石区	高梨子区	下増田区	行田区	八城西区	八城東区	別所区	烏留南区	烏留北区	二軒在家区	高野谷戸区	大王寺区	塚原区	法正寺区	上人見区	入牧2区	入牧1区	原区	坂本2区	坂本1区	五料東区	五料中区	五料西区	横川東区	横川西区
湯本常雄	萩原豊彦	萩原典周	武井文也	上原有一	茂木良穂	今井雅芳	新井一弥	上石幸和	和田眞治	原田勇	中山良介	小此木良一	原田正秀	上原哲夫	清水利正	中山昭	上原啓	須貝進	多胡幸昭	塩谷幸生	佐藤都明	上原道明	佐藤恒雄	北村利明	土屋博	川崎清治	猿谷明彦	星野武彦	武井正夫	関根巧

太字：地区代表区長

空き家等の適切な管理

市では「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づきながら、空き家等の適切な管理と活用を効率的に推進するため、新たに7月1日より「安中市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例」を施行します。

この条例は、空き家等についての市及び所有者等（※）の責務を明らかにすることにより、空き家等の適切な管理及び活用の促進を図り、安全かつ安心なまちづくりに寄与することを目的としています。
 （※所有者のほか、管理者などを含みます）

「空家等」とは……

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）のことをいいます。

「特定空家等」とは……

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
 - ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- ……にあると認められる空家等のことをいいます。

「空き家等」の放置

少子高齢化や人口減少などを背景に、空き家等が全国的に増加しています。

市内でも老朽化した危険な空き家など、適切な管理が行われておらず、放置されている空き家が増えており、周辺的生活環境へ悪影響を与えている事例に対する市への相談件数も増加しています。

安中市市長会の全面協力のもと、昨年12月から今年2月にかけて市内全域の空き家実態把握調査を実施したところ、空き家総件数は1,924件、そのうち地域の中で問題となっている危険空き家等は、299件確認されています。

空き家というだけで問題になることはありませんが、空き家は個人の財産であることから、市が改善に対して介入しづらく、さらに、所有者などの所在がわからない、相続放棄などにより相続人が確定できない、所有者などの経済的な理由で対応できないなど、個人財産であるがゆえの問題も多く、対策が進みにくいという課題に直面しています。

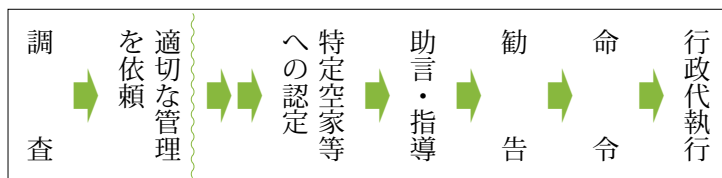
市内空き家数 平成29年2月末現在

地区名	件数	うち危険 空き家等
安中地区	237	36
原市地区	189	19
磯部地区	159	16
東横野地区	97	20
岩野谷地区	77	5
板鼻地区	103	16
秋間地区	157	26
後閑地区	72	15
松井田地区	227	47
白井地区	116	10
坂本地区	145	18
西横野地区	131	17
九十九地区	94	21
細野地区	120	33
計	1,924	299

所有者等に対し適切な管理を促します

市は条例の施行により、市長、市議会議員のほか、法務、不動産等の学識経験者、地域住民代表などで組織する「安中市空家等対策協議会」を設置して、各分野の専門家からの助言を仰ぎながら、地域の中で問題となっている空き家等（特定空家等）の所有者などに対し、その状況に応じて必要な助言、指導、勧告などの措置を行います。

■市の対応の流れ



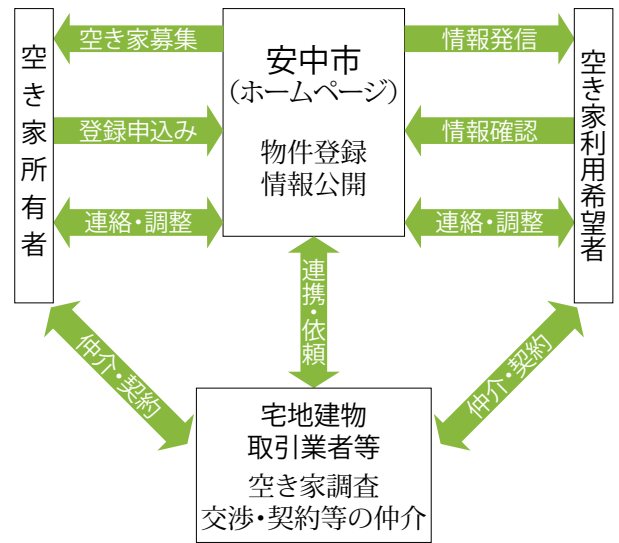
所有者等の責務

- 空き家は個人の財産です。所有者等は空き家等の状況を定期的に確認し、敷地内の清掃や傷んだ箇所の修繕など、適切に管理することが求められます。
- 適切に管理されていない空き家等が原因で事故が発生し、他人に損害を与えた場合は、所有者等の責任が問われる場合があります。
- 長期にわたり不在となる場合には、不測の事態に備えてご近所の人や自治会などに連絡先を伝えておくことが有効です。

平成29年度に市が新たに取り組む空き家対策

<p>●空き家の利活用「空き家バンク」 市では、空き家の解消と移住・定住促進を目的に、空き家の情報を提供する「空き家バンク」制度を創設し、貸したい・売りたい所有者と借りたい・買いたい利用希望者のマッチングを図ります。 また、空き家バンク利用者に対し、リフォーム費用及び家財処分費用の一部を補助します。</p>	
◇ リフォーム費用補助	
補助金額	工事費用の1/2以内（限度額20万円）
◇ 家財処分費用補助	
補助金額	処分費用の1/2以内 （費用総額5万円以上で最大10万円）
● 空き家除却費補助 空き家を解体撤去する場合に、一定の条件によりその費用の一部を補助します。	
補助金額	建物の解体費用の1/3以内（限度額20万円）
● リフォーム費用補助（公共利用） 空き家をだれでも気軽に集まれる地域交流の場として活用する場合に、リフォーム費用の一部を補助します。	
補助金額	工事費用の1/2以内（限度額150万円）

■空き家バンク制度（イメージ）



各制度の詳細、開始時期等につきましては、改めて市ホームページ、市広報誌等で周知いたします。

【条例の主な内容】

安中市空き家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例

（当事者間における解決の原則）

空き家等に関して生じる問題は、当該空き家等の所有者等と当該問題に関係する当事者との間において解決を図ることを原則とします。

（市、所有者等、市民の責務）

市、所有者等、市民それぞれの責務を明確にし、それぞれの立場で空き家対策に取り組んでいきます。

（空き家等対策計画の策定）

市は、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、「安中市空き家等対策計画」を策定します。

（空き家等対策協議会）

市長、市議会議員のほか、法務、不動産等の学識経験者、地域住民代表などで組織する「安中市空き家等対策協議会」を設置して、専門家の助言を仰ぎながら空き家対策に取り組んでいきます。

（緊急安全措置）

空き家等が強風や降雪、敷地内の草木の繁茂などにより危険な状態で緊急を要する場合には、所有者に通知したうえで被害を防止するために必要な最小限度の措置を行います（緊急かつやむを得ない場合には措置後に通知）。その措置に費用を要した場合には所有者等へ請求します。

（立入調査等）

法や条例に基づく措置を行うために必要な限度において、職員等が当該空き家等へ立入り、調査を行います。

（空き家等及び空き家等の跡地の活用等）

市は空き家や空き家の跡地の利活用を促進するための情報発信（空き家バンクの設置等）など、必要な対策に取り組んでいきます。

条例は、市のホームページでご覧になれます。

<http://www.city.annaka.lg.jp/gyousei/sangyo/akiya-jyourei-sekou.html>

空き家条例 Q & A

Q1 地域で問題となっている空き家に対して市は何をするの？

A1 空き家は個人の財産であるため、その管理は所有者等が行う義務を負います。市民の皆様からいただいた情報をもとに、空き家の状況を確認し、改善が必要と認められる場合には、所有者等に適切な管理を促します。それでも改善が見られない場合には、状況に応じて段階的に必要な措置を行います。

Q2 老朽化による危険性や草木の繁茂で通行の妨げになるなど、緊急の場合の対応は？

A2 基本的には所有者等の対応をお願いすることになりますが、緊急を要する場合には、条例に基づき所有者等に替わり必要最小限度の安全措置を行います。その措置に費用を要した場合には、所有者等へ請求します。

問合せ ▶ 松地域創造課地域政策係（☎内線2631）

の財政

予算執行状況

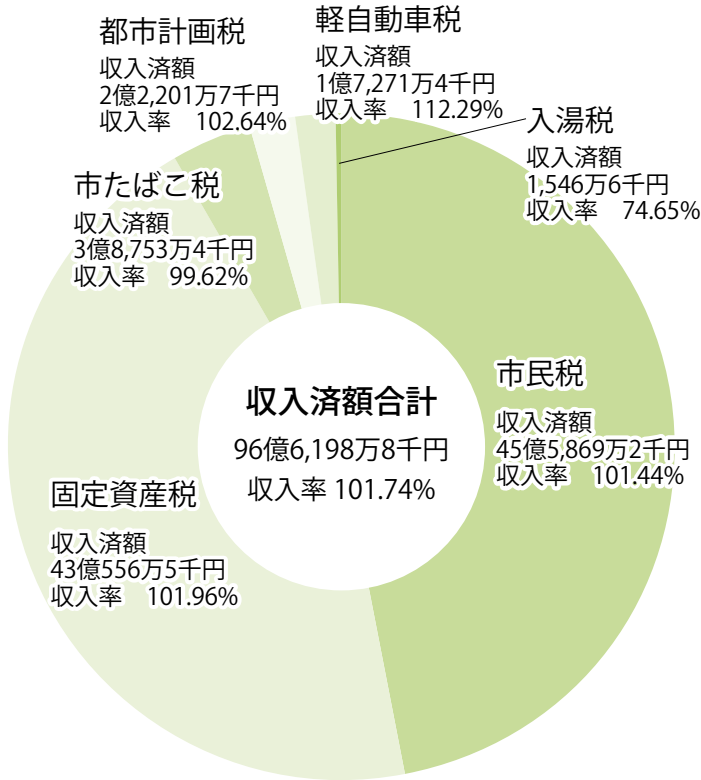
安中市財政事情の公表

平成28年10月1日から平成29年3月31日
までの間の本市の財政事情を公表します。

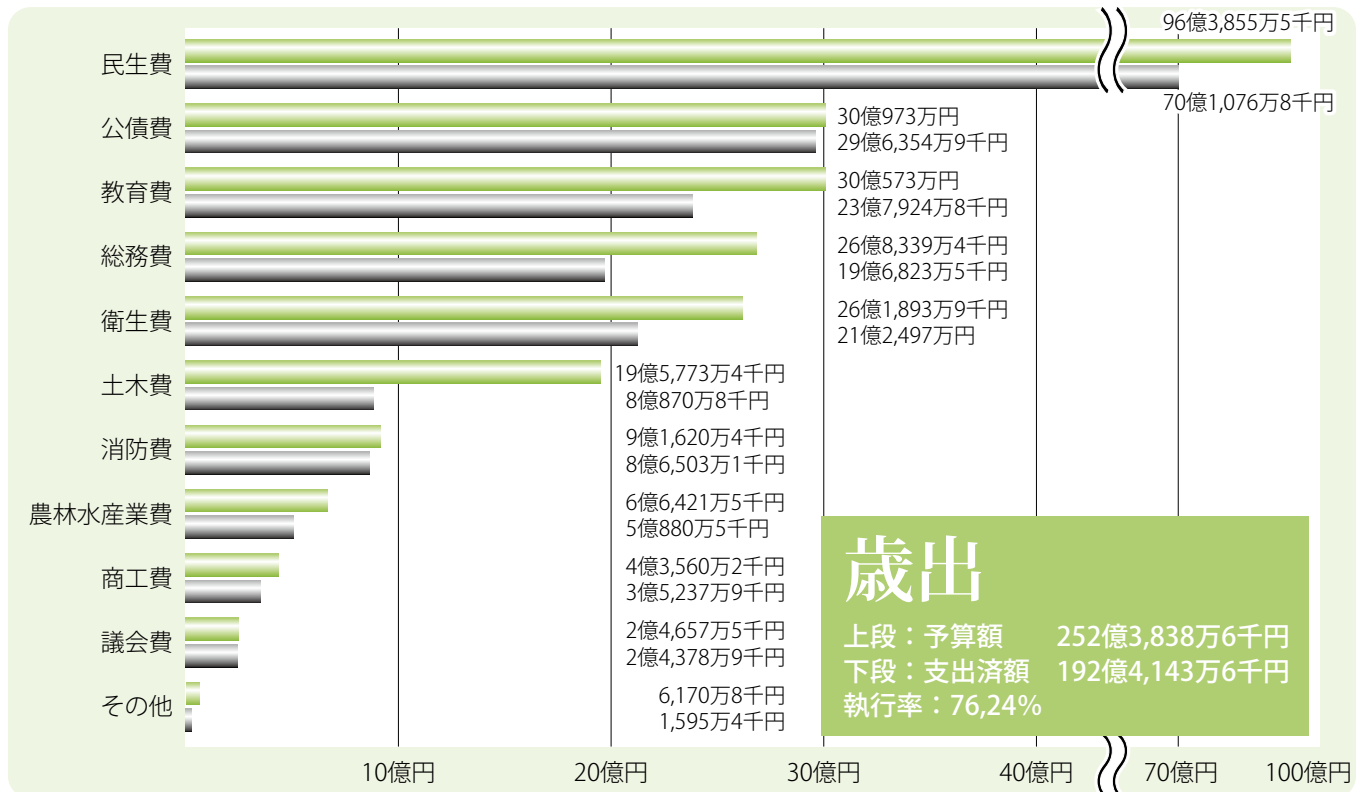
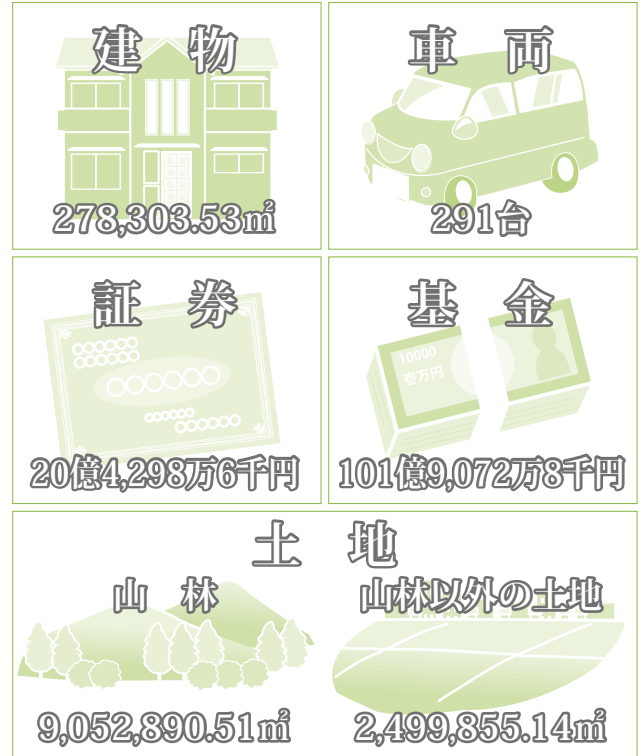
平成29年5月1日

安中市長 茂木 英子

市税の収入状況



市有財産の状況



歳出

上段：予算額 252億3,838万6千円
下段：支出済額 192億4,143万6千円
執行率：76,24%

安中市

平成28年度下半期

特別会計

国民健康保険

予算額 81億2,719万円
 収入率 98.11%
 執行率 89.01%

後期高齢者医療

予算額 6億9,615万3千円
 収入率 92.74%
 執行率 92.65%

介護保険

予算額 58億8,402万1千円
 収入率 89.53%
 執行率 88.48%

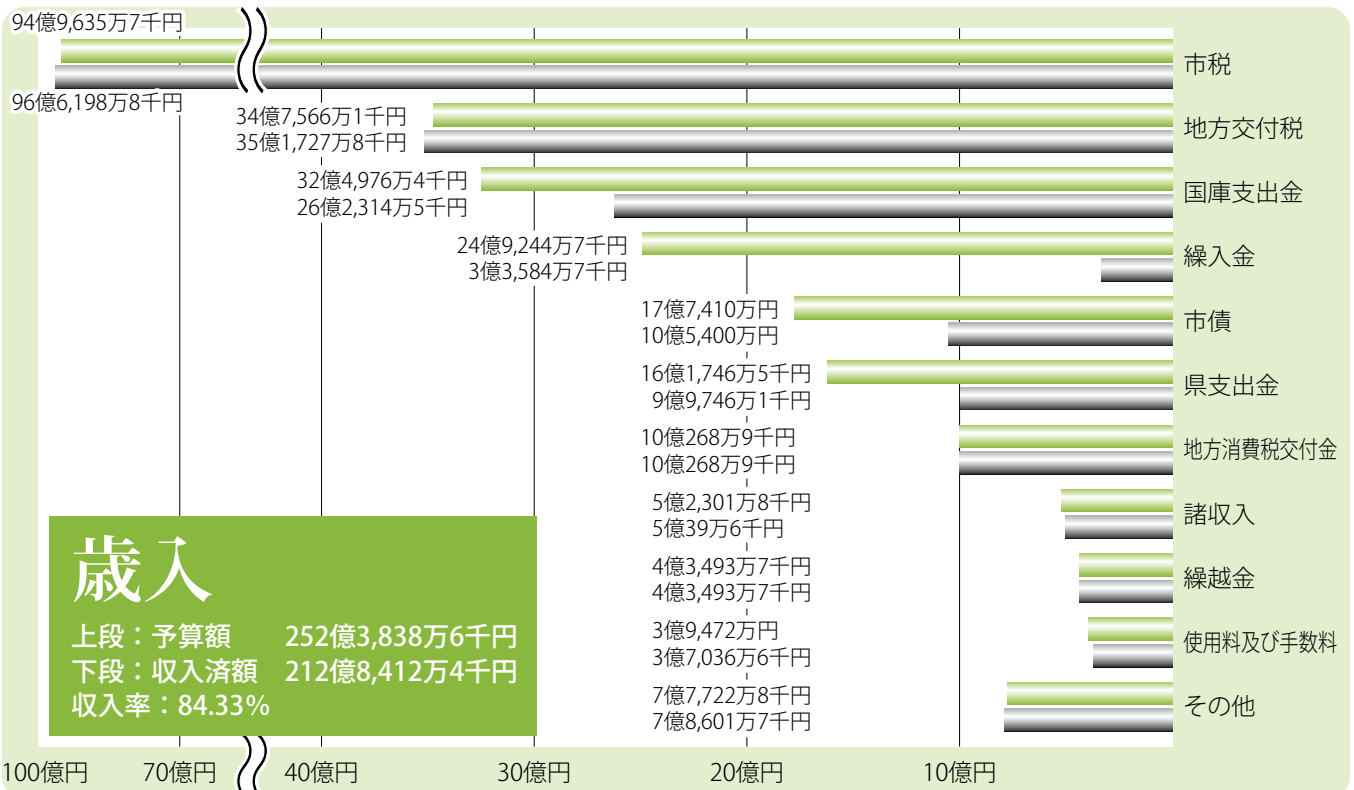
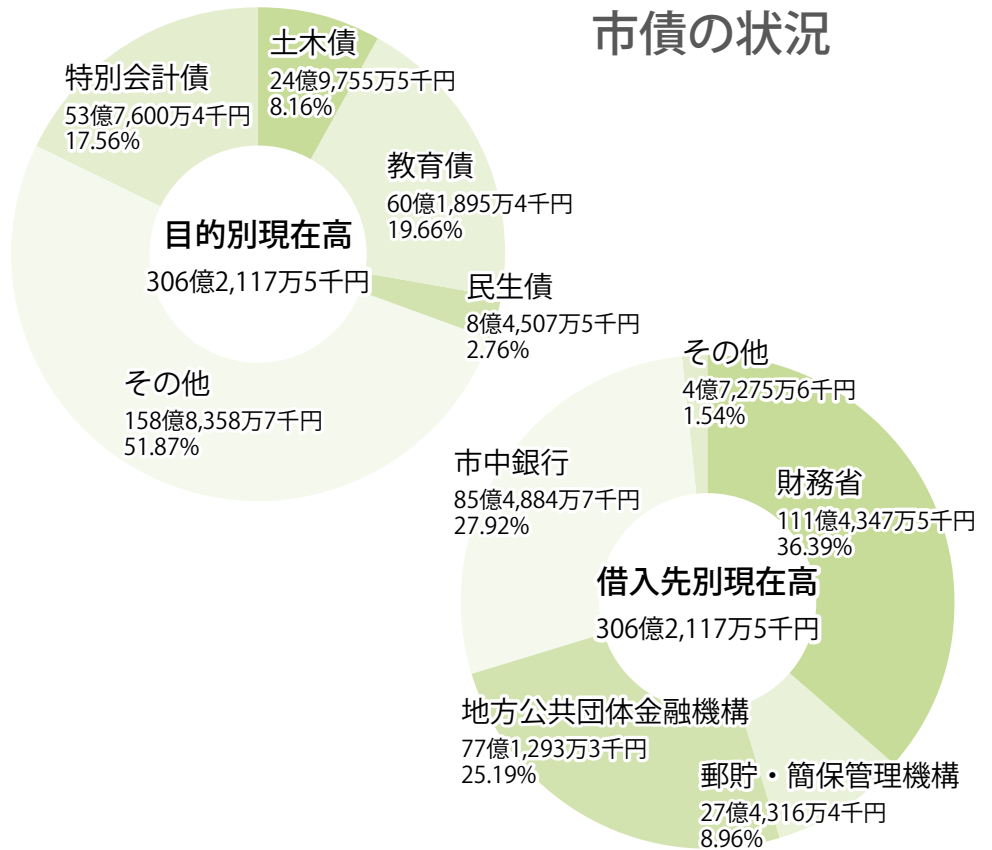
下水道事業

予算額 12億8,248万3千円
 収入率 88.64%
 執行率 88.31%

恵みの湯事業

予算額 2億572万4千円
 収入率 85.88%
 執行率 85.41%

市債の状況



風しんを 予防しましょう

風しんとは、風しんウイルスに感染することによって、発熱や発疹、リンパ節の腫れなどが生じる病気です。風しんにかかってもほとんどの人は軽症のうちに治りますが、妊娠中の女性が感染すると、生まれてくる赤ちゃんに障害（先天性風しん症候群）が生じるおそれがあります。赤ちゃんの健康を守るために、風しん予防に取り組みましょう。

まずは、「風しん抗体検査」を無料で検査できます（県事業）

群馬県では、風しんの感染予防やまん延防止、先天性風しん症候群の発生の予防を図るため、風しんの予防接種の必要性を判定する風しん抗体検査を県内の協力医療機関に委託して実施します。



ママになる前に赤ちゃんのためにできること。まずは、抗体検査を。採血だけで結果がわかる簡単な検査です。妊娠前に受けましょう。

実施期間	平成30年3月31日まで
内容	風しん抗体検査(HI法)(血液検査) ※検査費用は無料です。
対象者	県内に住所を有する人(前橋市および高崎市は除く)で、妊娠を希望する女性とその配偶者などの同居者および風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居者。 ただし、次のいずれかに該当する人は除きます。 (1) 過去に風しん抗体検査を受けたことがある人 (2) 風しんの予防接種歴がある人 (3) 検査による確定診断を受けた風しんの既往歴がある人
申請・受診券	○検査希望者は、県保健福祉事務所(県内10カ所)に来所して申請してください。 ○検査の対象となることを確認して、風しん抗体検査受診券を交付します。 ○妊娠を希望する女性の配偶者などの同居者は、妊娠を希望する女性と一緒に申請してください。
申請に必要な書類	○県内に住所があることが証明できるもの(運転免許証など) ○お持ちの人は妊婦の母子手帳
その他	協力医療機関でのみ検査を受けられます。検査に行く前に、協力医療機関に連絡をして、予約の必要性の有無、検査日などを確認してください。また、協力医療機関など不明な点については、県ホームページで確認するか、安中保健福祉事務所にお問い合わせください。
申請・問合せ	安中保健福祉事務所(☎381-0345) ※受付時間は、午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日は除く)

次に、「予防接種」の費用の一部を助成します（市事業）

市では、県が実施する「風しん抗体検査事業」に伴い、検査後、風しんの抗体価が低いとされた人に対して、風しん予防接種費用の一部を助成します。



風しんウイルスの感染力は、インフルエンザの2～4倍と言われており、感染力が強いことなどから、予防接種を受けることが最も重要な予防方法です。

実施期間	平成30年3月31日まで
ワクチンと助成金額	(1) 麻しん風しん混合ワクチン予防接種 5,000円 (2) 風しん単独ワクチン予防接種 3,000円 ※接種費用から助成金額を差し引いた金額を医療機関にお支払いください。
対象者	市内に住所を有する人で、県が定めた対象者のうち風しんの抗体価が低いと診断された人
接種場所	市内指定医療機関(詳細は、お問い合わせください。)
申請・診票配布方法	☎健康づくり課の窓口で申請が必要となります。助成申請書に必要事項を記入していただいた後に、予診票をお渡します。
申請に必要なもの	抗体検査の結果が記入されたもの・はんこ
その他	※妊娠中の女性または妊娠の可能性のある人は接種できません。 ※接種後、2カ月は妊娠を避ける必要があります。
申請・問合せ	☎健康づくり課予防係(☎内線1172)

日本脳炎 定期予防接種のお知らせ

日本脳炎ワクチンの受け忘れはありませんか？

特に、特例措置に該当する年齢の人は、母子手帳をもう一度ご確認ください

※下記の対象期間内であれば無料（公費負担）で接種できます

日本脳炎予防接種については、接種後の副反応の事例があったことをきっかけに、平成17年度から平成21年度まで積極的勧奨の差し控えがありました。その後、新ワクチン（乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン）が導入され、積極的な接種勧奨を再開しています。

このため、下記の特例措置に該当する年齢の人は、日本脳炎の予防接種（第1期・第2期合わせて計4回）を受ける機会を逃していることがありますので、母子手帳などを確認し、不足があれば早めに接種を受けましょう。

接種区分	対象者	接種回数
第1期	生後6ヶ月～7歳6ヶ月に至るまで (標準的な接種年齢は初回:3歳、追加:4歳) ※3歳未満は接種量が半分となります	初回:2回 追加:1回
第2期	満9歳～13歳未満 (標準的な接種年齢は小学4年生)	1回
特例措置①	平成19年4月1日生まれの人まで ※20歳の誕生日を迎えると特例措置は受けられません	第1期(3回)と第2期(1回) の計4回接種のうち未接種分
特例措置②	平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの人 ※公費での接種期間は満9歳以上13歳未満	第1期 3回接種のうち未接種分

【接種に必要なもの】 予診票・母子手帳・保険証

【予診票について】 予診票がない場合は、**困健康づくり課**・**区住民福祉課**の窓口で配布します。その際、接種歴の確認を行いますので、母子手帳を必ずお持ちください。

なお、第2期の予診票についてですが、平成19年4月2日生まれ以降の人には、毎年小学4年生の4月頃に個別に郵送する予定となっています。

【問合せ】 **困健康づくり課**予防係（☎内線1172）

おたふくかぜ予防接種（任意）公費助成のお知らせ

市では、乳幼児のおたふくかぜ予防接種（任意）において公費助成を実施しています。

【対象者】 満1歳から5歳未満（1歳の誕生日から5歳の誕生日の前日まで）

【助成回数】 一人1回のみ無料

【接種場所】 市内指定医療機関（詳細は、お問い合わせください。）

【予診票の配布方法】 予防接種を希望する場合には、あらかじめ**困健康づくり課**または**区住民福祉課**の窓口で申請が必要となります。

助成申請書に必要事項を記入していただいた後に、予診票をお渡します。

【申請に必要なもの】 母子手帳・はんこ

【問合せ】 **困健康づくり課**予防係（☎内線1172）・**区住民福祉課**健康介護係（☎内線2151）

高齢者在宅福祉サービスのご案内

事業名	対象者およびサービス内容	申請窓口
生きがい対応型 デイサービス ※愛称名「さわやか びんしゃんクラブ」	比較的元気な65歳以上の在宅高齢者（要介護または要支援の認定を受けている人は除く）が対象で地元の施設を活用して、教養講座、手芸、軽スポーツなどを実施します。 ■月1回の実施で、当日は昼食代として600円が必要	JA福祉センター ☎380-1102
碓氷峠の森公園 交流館「峠の湯」 利用助成	市内の65歳以上の高齢者に対して利用料の一部を助成します。 ■宴会（事前に予約してあるものに限る）を利用する人、一人につき1,000円を助成（当該年度で5回を限度）	「峠の湯」 ☎380-4000
福祉車両の貸出	車椅子を使用する要介護高齢者や身体障害者を乗せて通院や買い物に出かけるための福祉車両を貸出します。 ■ガソリンを満タンにして車両を返却	社会福祉協議会 本所☎382-3897 支所☎393-3948
日常生活用具 給付等	日常生活に支障のある在宅高齢者を対象に、在宅生活の維持や介護者の負担軽減を図ります。（介護保険の給付が可能な人は除く） ■貸出 車椅子やベッド（ベッドの運搬は有料） 65歳以上の在宅高齢者であって、防火などの配慮が必要な1人暮らしの人が対象です。（生計中心者の所得税額に応じた費用の負担あり） ■給付 電磁調理器または自動消火器	
高齢者おむつ サービス	65歳以上の在宅高齢者であって、寝たきりまたは認知症で常時失禁状態にある人が対象です。 ■対象者の所得税額により、紙おむつの給付限度が異なる ■入院や短期入所等で在宅を離れると、休止または廃止	
高齢者住宅改造 補修費助成	65歳以上の在宅高齢者で介護保険の認定を受けている人が、在宅生活の維持のために住宅を改造・補修する場合に助成します。（増築の場合は対象外） ■要介護度、世帯構成、生計中心者の所得税額による制限あり ■助成は対象工事費の6分の5の額（50万円を限度）	
はり・きゅう・ マッサージ助成	70歳以上の高齢者が市と契約している施術所で「はり」、「きゅう」、「マッサージ」の施術を受ける場合に助成します。 ■申請により割引券を交付（年6枚が限度） ■対象者の所得税額により交付制限あり	
布団乾燥・ 丸洗いサービス	65歳以上の在宅高齢者であって、寝たきりまたは虚弱な1人暮らしの人が対象です。 ■生計中心者の所得税額に応じた費用の負担あり	☎介護高齢課 ☎内線1181 1182
介護用 車両助成	65歳以上の在宅高齢者で、要介護認定（要支援の認定の人は除く）を受けており、車椅子の使用が見込まれる人を乗車させる介護用車両の購入または車両を改造する場合に助成します。 ■助成額は車の種類により異なる	☎住民福祉課 ☎内線2151 2152
配食サービス	65歳以上の在宅高齢者であって、単身で生活する人、高齢者のみで生活する人、日中独居となる人で、食事の調理が困難な人が対象です。 ■利用は昼食について週5回以内（利用者負担あり）	
タクシー 利用券助成	タクシー以外の交通機関を利用することが困難な高齢者などを対象にタクシー料金の一部を助成します。 ■お住まいの地域により申請窓口が異なりますのでご注意ください。 （安中地域＝☎介護高齢課・松井田地域＝☎住民福祉課）	
緊急通報 装置の貸与	65歳以上の在宅1人暮らしなどの高齢者であって、健康状態や身体状況などの理由により緊急時の対応に不安のある人が対象です。（家族や協力者を緊急連絡先として登録） ■固定電話の回線を使用して装置を設置	
在宅訪問 理美容サービス	65歳以上の在宅高齢者で、要介護4または5の人、あるいは要介護認定（要支援の認定の人は除く）を受けている外出困難者で家族が高齢などで支援を得られない人が対象です。 ■理美容組合の協力店が自宅を訪問してカットを実施 ■申請により利用券を交付（年4枚が限度）	

問合せ▶☎介護高齢課（☎内線1181・1182）・☎住民福祉課（☎内線2151・2152）

個別健診が始まりました

平成29年度の国民健康保険特定健康診査・後期高齢者健康診査は市内の下記医療機関で受診することができます。

個別健診とは、集団健診と同じ内容の検査を市内の医療機関で実施することをいいます。下記により、希望する医療機関で受診してください。

※集団健診は、8月7日から始まります。

期間▶6月1日から11月30日まで（休診日については各医療機関にお問い合わせください）

料金▶無料（約7,000円以上かかる健診を年1回無料で受診できます）

健診機関▶下記の医療機関

注意事項

- ◆受診票・受診券と保険証を必ず持参してください。
- ◆受診票・受診券裏面の質問票は必ず記入してください。
- ◆受診票・受診券は、個別健診・集団健診共通です。
- ◆午前中のみ受診となります。
- ◆朝食を食わずに受診してください。（薬を服用している人は事前にかかりつけ医にご相談ください。また、受診票・受診券裏面の質問票の既往歴に服用している旨をチェックしてください。）
- ◆肝炎ウイルス検診を同時に実施します（対象者は肝炎ウイルス検診を受けたことがない人）。
- ◆個別健診と集団健診のどちらか一方の受診となります。重複して受診した場合はあとから受けた健診費用は全額自己負担になります。
- ◆安中市国民健康保険の資格を喪失した場合、または後期高齢者医療加入者で市外に転出した場合は、市から送付した受診票・受診券では受診できません。すみやかに受診票・受診券を市へお返しください。資格喪失後に受診した場合は全額自己負担になります。
- ◆市の間ドックを受診する人は、健診項目が重複するため受診できません。

その他

- ◆4月以降に安中市国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入した人で健康診査の受診を希望する場合は、**困国保年金課**へお問い合わせください。
- ◆事業所などにお勤めの人で、事業所などが行う健診を受けた場合は、この健診を受ける必要はありません。お手数ですが、健診結果を**困国保年金課**または**困住民福祉課**へお知らせください。
- ◆安中市国民健康保険・後期高齢者医療制度以外の健康保険加入者は、加入している健康保険にお問い合わせください。

医療機関名（※印の医療機関は予約が必要です）

アミヤ医院※ 385-1511	櫻井内科医院※ 385-8551	藤巻医院 393-1324
有坂内科医院※ 381-0485	さるや内科医院※ 384-3681	堀口医院※ 381-0229
いのうえ整形外科内科クリニック 380-1717	正田病院※ 382-1123	本多病院 382-1255
いわい中央クリニック※ 381-2201	城田医院※ 385-7858	松井田病院 393-1301
大貫クリニック※ 380-1181	須藤病院※ 382-3131	みやぐち医院※ 384-1126
おにかた医院※ 385-1351	田口医院※ 393-1731	茂木内科医院※ 382-2510
くろさわ医院 393-5311	武井内科循環器科※ 393-1005	
公立碓氷病院※ 385-8221	半田内科医院 385-6031	

50音順

問合せ▶**困国保年金課**国保係（☎内線1113）



『いきいき 安中健康21』 からのお知らせ

次世代の健康 **みんなで育む元気な安中っ子**

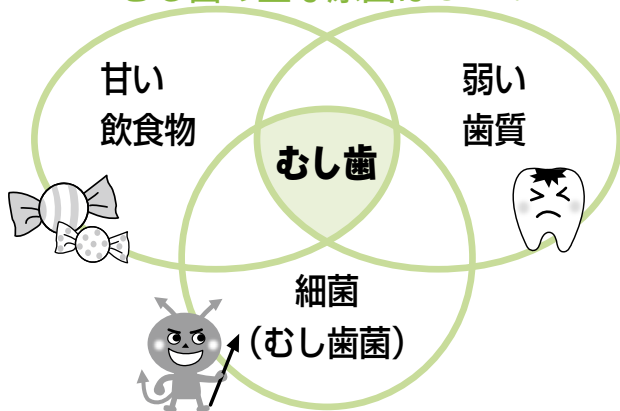
歯・口腔の健康 **にっこり家族で いい歯を守ろう 目指せ8020※**

※8020：厚生労働省と日本歯科医師会が提唱している“80歳になっても20本以上自分の歯を保とう”という運動です。

歯と口の健康は、いつまでも健康で元気な生活を続ける上でとても重要です。歯は神経や血液の通った大切な体の一部です。むし歯や歯周病などで歯を1本でも失うと、かむ力が落ちてしまいます。そうすると、食事が美味しく食べられず、栄養の摂取が上手くいかなくなり、体全体の健康にも影響します。

5歳頃には永久歯が生え始めます。乳歯がむし歯になると、その下で準備している永久歯にも影響があります。むし歯は一度できると悪化し、自然に治ることはありません。特に歯の生え始めは、むし歯になりやすいため、乳幼児期から予防歯科に取り組み、強い歯を作りましょう。

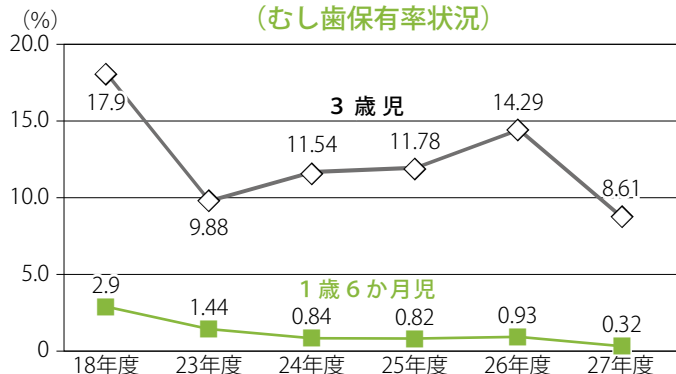
むし歯の主な原因は3つ！



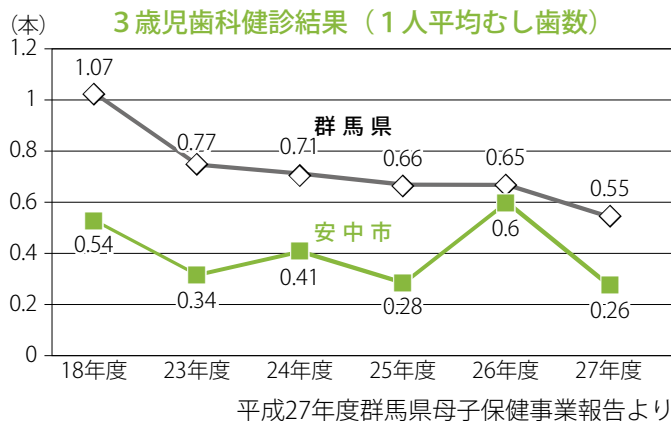
むし歯の原因を作らないためには？

- ☆甘いお菓子やジュースは控えて、食べたいときに食べるのではなく、時間と量を決めて食べましょう。
- ☆1日3回きちんと食事を取り、よくかんで食べましょう。
- ☆正しい歯みがき方法を身につけ、歯みがきが習慣になるようにしましょう。
幼児や学童は保護者が仕上げ磨きをしましょう。
- ☆家族でかかりつけ歯科医院をつくり、定期健診を受けましょう。

安中市1歳6か月児歯科健診・3歳児歯科健診結果
(むし歯保有率状況)



3歳児歯科健診結果 (1人平均むし歯数)



安中市では、1歳児すくすく相談から歯科衛生士による個別の歯みがき指導を実施しています。

その後は、3歳児健診まで6か月ごとに歯科健診を実施し、希望者にはフッ素塗布を行っています。



歯と口の健康週間 6月4日～6月10日「おいしい」と「元気」を支える丈夫な歯

問合せ ▶ 健康づくり課保健指導係 (☎内線1174) 次回は7月1月号に「栄養・食育」の掲載を予定しています。

児童手当・特例給付の現況届を忘れずに

児童手当・特例給付の受給者は、毎年6月に「現況届」の提出が必要です。現況届は受給者や児童の状況など、引き続き手当を受ける資格があるかを確認するためのものであり、届け出をしないと6月分以降の手当の支給が差止となりますので、期限内にご提出をお願いいたします。

●受付期間

6月12日(月)～6月30日(金)(土・日は除く)

午前8時30分～午後5時15分 ※14日(水)、21日(水)は困子ども課のみ午後7時まで

●提出書類

①現況届(6月上旬に対象者あてに郵送します)

②受給者の健康保険証のコピー(安中市の国民健康保険加入者は不要です)

※平成29年1月1日に安中市外に居住していた人は、

「平成29年度(平成28年分)児童手当用所得証明書」が必要です。

※その他必要に応じて提出する書類があります。

※公務員は勤務先にお問い合わせください。

受付・問合せ▶困子ども課子ども育成係(☎内線1164)・困住民福祉課福祉子ども係(☎内線2153)

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請受付を終了します



平成26年4月からの消費税率の引上げによる影響を鑑み、所得の低い人への負担を軽減することを目的に、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金(経済対策分)を支給しています。

対象者と思われる人あてに申請書を、郵送でお送りしています。お手元に届いている人で申請がお済みでない人は、お早めに申請をお願い致します。

●申請受付終了日

6月30日(金)

※郵送申請の場合、6月30日(金)必着 注)原則として申請期間を過ぎた申請は、受け付けられません。

問合せ▶困福祉課社会福祉係(☎内線1153)・困住民福祉課福祉子ども係(☎393-7070(直通))

◎給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください。

ご自宅や職場などに市や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、不審な郵便が届いたら、迷わず、最寄の警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

ひとり暮らし高齢者基礎調査の対象年齢の変更について

これまでひとり暮らし高齢者基礎調査(いわゆる6・1調査)については群馬県からの依頼を受け、調査年度の6月1日を基準日として65歳以上でひとり暮らしの高齢者の人を対象に、各地域の民生委員を通して実施しておりました。

ですが、平成29年度につきましては群馬県より調査対象者の年齢を「65歳以上」から「70歳以上」に変更する内容の通達がありました。理由としては、65歳から69歳までの人は健康で日常生活に不安がない人が多く、群馬県の高齢者保健福祉対策等の基礎資料として同調査の対象とする必要性が低いためであるそうです。

そのため、今年度の同調査の対象となる人は「65歳以上でひとり暮らしの高齢者」から「70歳以上でひとり暮らしの高齢者」に変更になりました。

これにより、昨年度は調査の対象者として各地域の民生委員による調査があった人でも、今年度は調査がないことが考えられますので御了承ください。

問合せ▶困介護高齢課高齢者対策係(内線1181)・困住民福祉課健康介護係(内線2151)

農業委員会からのお知らせ

農繁期に農作業や機械請負をお願いする場合の標準額を定めましたのでお知らせします。

種 別	標準額		摘 要	
	単 位	賃金(円)		
田 植 え 作 業	耕 起	10アール	7,500	機械請負
	代 か き	10アール	6,500	〃
	畦 塗 り	1メートル	50	片側機械塗り
	機 械 植	10アール	7,500	植付のみ
	育苗代(芽出し)	1箱	450	
	育苗代(緑化苗)	1箱	700	
水 稻 作 業	バ イ ン ダ ー	10アール	8,000	機械請負(結束縄請負者もち)
	自脱コンバイン	10アール	18,000	〃
	自走式脱穀機	10アール	8,500	〃
	もみすり代	60キログラム	800	
	乾 燥 代	60キログラム	800	
麦 作 業	耕 起	10アール	7,500	機械請負
	麦まき作業	10アール	7,000	
耕 う ん 作 業	プ ラ ウ	10アール	8,000	機械請負
	ロ ー タ リ ー	10アール	7,500	〃
	サブソイラー	10アール	8,000	〃
	抜 根	10アール	30,000	〃
	オペレーター	1時間	1,500	危険手当含む
入 手 間		1日	7,500	8時間

※10アールに満たない場合は、作業効率が低下するため10パーセント加算してください。

※この賃金は目安です。ほ場の条件や作業効率などを考慮して、お互いの話し合いで決めてください。

農地賃借料情報

平成28年実績をもとに、農地賃借料情報を提供します。

また、この賃借料表は目安ですので、対象農地の条件などを考慮して、お互いの話し合いで決めてください。

●安中市内農地10アールあたりの賃借料水準(年額)

区分	基盤整備状況	平均額(円)
田 (水稻)	整備済	7,100
	未整備	2,500
畑 (普通畑)	整備済	19,700
	未整備	7,900
畑 (こんにやく)	整備済	19,900
	未整備	19,400

農地転用・売買等には、農地法の許可が必要ですよ

●農地転用とは？

農地を農地以外の目的で利用する場合です。すなわち住宅や資材置場、駐車場、山林などの用地に転換することをいいます。

なお、農地を一時的な資材置場、土採取場などとして利用する場合や、田・畑を埋め立てて

農地造成する場合も許可が必要となります。

●許可を受けないで無断転用したら？

農地法に違反することになり、工事の中止や原状回復などの命令がなされる場合があります。また、3年以下の懲役や300万円以下の罰金という罰則の適用もあります。

●農地を売買・貸付する場合は？

耕作目的で農地を売買・貸付する場合には、農地法第3条の許可、または農業経営基盤強化促進法第18条による利用権設定が必要です。

申請期間▼毎月10日締切り(休日の場合は翌開庁日)

農地の適正管理について

農地の所有者や権利者は、その農地の適正な管理をしなければなりません。管理せずに放置すると、雑草が繁殖し害虫の温床や鳥獣のすみか、ゴミの不法投棄をされるなど、近隣農地や住民に迷惑をかけることとなります。草刈りなどをして、定期的に適切な農地管理を行い耕作放棄地にならないよう、きちんと管理して守りましょう。

申請・問合せ▶☎農業委員会事務局(☎内線1452・1453)



—リレー・エッセイ—

男女共同参画推進委員会

平成28年度男女共同参画に関する作文・エッセイ 入選作品

第75回

【中学生の部 優秀賞】

一人一人が輝く社会へ

安中市立第一中学校3年 田島 杏純

私の母は信用金庫で働いています。その会社では今まで男性の支店長しかいませんでしたが、最近になって女性の支店長が出てきたそうです。そんな中、私の母も元は事務職でしたが、今はお客さんの家を訪問したり、管理をまかせてもらったりしているそうです。

昔から女性は男性よりも立場が下であるという意識が強く根づいていると思います。たしかに女性は出産の時には仕事を休まなくてはならず、会社としては迷惑なことも多いでしょう。しかし、女性には女性にしかできないきめ細やかな気配りや観察力があります。それがあってお店に来たお客さん達が気持ち良く過ごせるようになり、利益にもつながっていくはずですよ。

男性は家の外、女性は家の中という考え方はもう古いのです。男性は男性の良さを生かして、女性は女性の良さを生かして社会で活動していくとより良い社会になっていくでしょう。そのためには周囲の協力が不可欠です。私の家では食事を作るのは母ですが、食器などの準備は私がやったり、食後の片付けは父がやったりと家事を分担して行っています。

また母の仕事が忙しくて帰りが遅くなってしまうときは、私や妹が食事を作ることもあります。

女性が社会で活躍するためには、家の中の仕事を少しでも分担し、減らして、サポートしていくことが大切です。

以前よりも女性が重要視され、活躍できるようになったことで母はイキイキと楽しそうに仕事をしています。私はそんな母を見て、女性も男性もわけへだてなく、一人一人が輝いていける社会になってほしいと強く感じました。

『男女平等』とは言いながらもそのための障害はまだたくさんあります。例えば、家事だけではなく育児についても女性の仕事だと思える人がほとんどでしょう。けれど家庭科の教科書に育児をとった男性のことがのっていました。少しずつではありますがこのように女性の仕事も分担されてきています。

『家事は女がすること』『育児は女性の仕事』などとは考えずに家族や周囲の人が女性の家庭内での仕事を減らしてほしいと思います。一人一人が自分の力を生かして仕事ができるように、また輝くことができるように、女性の力をうまく活用していったらいいです。よりよい社会にするために。

問合せ▼

困市民生活課市民協働係（☎内線1139）

毎年6月23日から29日は
男女共同参画週間です

ひとりで悩まず相談してみませんか

DV電話相談 ●月・火・木・金 午前9時～午後4時

●☎ 027-329-6646 (直通)

配偶者やパートナーから暴力を受けたとき、また、自分の受けている暴力がDVであるか分からない、今は暴力を受けていなくても暴力を振るわれそうで怖い、不安なときなど、少しでも気になることがあれば、専門の女性相談員が対応しますので安心してお電話ください。相談にあたってはプライバシーに配慮し、秘密は厳守します。

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは？

配偶者や交際相手など親しい関係で起こる暴力のことで、次のように様々な形態があります。

- 殴る、蹴る、首を絞める【身体的暴力】
- 大声で怒鳴る、何を言っても無視する【精神的暴力】
- 生活費を渡さない、仕事を辞めさせる【経済的暴力】
- 実家や友人との付き合いを制限・監視する、電話やメールを細かくチェックする【社会的暴力】
- 性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する【性的暴力】
- 子どもに暴力を見せる、子どもに自分の言いたいことを伝えさせる【子どもを利用した暴力】

問合せ▶困市民生活課市民協働係（☎内線1139）

今月のピックアップ

うすい街道寄席
三遊亭好楽・林家三平



「笑点」でお馴染みの人気落語家「三遊亭好楽」と「林家三平」さんが松井田文化会館にやってきました。ますます話芸に磨きがかかる、二人の落語を聴きにぜひ松井田文化会館にお越しください。

日時▶9月17日(日)

開場 午後1時30分 開演 午後2時

場所▶安中市松井田文化会館 大ホール

チケット▶全席指定:

前売券 一般2,500円 当日券 一般3,000円

※7月15日(土) 午前9時から松井田文化会館窓口で発売開始。

※チケットのお求めは1人4枚まで。

※7月15日(土) 午後1時からは電話予約も行います。

※未就学児の入場は不可。

問合せ▶安中市松井田文化会館 (☎393-4400)

6月1日から7月15日までのスケジュール

大ホール	講演会「人生も経営も右肩上がり」 6月4日(日) 14:00~16:00 入場:無料 問合せ:☎地域創造課(内線2621)
	音楽発表会 6月11日(日) 13:30~16:30 入場:無料 問合せ:田中音楽教室(☎027-382-3446)
	2017ふれあいフェスティバル 6月18日(日) 9:00~12:30 入場:無料 問合せ:富岡市勤労者会館(☎0274-64-0557)
	平成29年度 第39回少年の主張安中市大会 7月6日(木) 14:00~ 入場:無料 問合せ:☎生涯学習課(☎内線2242)
小ホール	手作り雑貨の販売 6月11日(日) 10:30~16:00 入場:無料 問合せ:手作り雑貨のお店chouchou (シュシュ) (☎395-4694)
	歯と口の健康に関する図画・ポスター展示 6月23日(金)~27日(火) 9:00~17:00 入場:無料 23日は13:00~, 27日は12:00まで 問合せ:☎学校教育課(☎内線2231)
ギャラリー	

問合せ 松井田文化会館 ☎393-4400
午前8時30分~午後5時15分の間
休館日はP26をご確認ください

今月のピックアップ

初心者パソコン講座・
写真取り込み講座 参加者募集

対象者▶安中市在住・在勤でパソコン初心者の人
募集人数▶各講座定員12人(先着順 定員になり次第、締め切ります。)

場所▶文化センター パソコン室(2階)

受講料▶無料※テキスト代は実費(各講座により異なります。)

申込期限▶各講座実施日の3日前までにお申し込みください。

講座名	内容	実施期日	講座時間
パソコンを始めよう (パソコン入門)	電源を入れる ~基本操作	7月3日(月) 5日(水)	9:00~12:00 3時間×4回
「お知らせ」を作ろう (ワード入門)	文字の設定 ~挿絵	6日(木) 7日(金)	13:00~16:00 3時間×4回
出納表・表を作ろう (エクセル入門)	エクセル用語 ~簡単な表の作成	7月10日(月) 12日(水) 13日(木) 14日(金)	13:00~16:00 3時間×4回
インターネットを使おう (インターネット入門)	インターネット検索 ~便利なページ	7月8日(土) 9日(日)	9:00~16:00 6時間×2回
写真取り込み講座	デジカメからパソコンへの写真の取り込み	7月15日(土) 16日(日)	9:00~16:00 6時間×2回

申込方法▶窓口または電話申込にて

6月12日(月) 9:00から受付開始。

※氏名(ふりがな)、年齢、電話番号、希望講座名をお申し付けください。

※申込期限後の講座変更はご遠慮ください。

※ワード入門・エクセル入門の講座はキーボード入力ができる人を対象としています。パソコン未経験者は『パソコンを始めよう(パソコン入門)』へお申し込みください。

※写真取り込み講座にはお手持ちのノートパソコン、デジタールカメラをお持ちください。

※それぞれ別の講座になります。各講座にお申し込みください。

問合せ▶☎381-0586(安中市文化センター)

6月1日から7月15日までのスケジュール

ホール	第3回 ふたばクラブチャリティー大発表会 6月4日(日) 9:30~21:00 入場:1,000円 問合せ:ふたばクラブ 熊沢(☎090-2685-0528)
	安中ハーモニカクラブ20周年記念コンサート 6月11日(日) 13:30~16:00入場:無料 問合せ:安中ハーモニカクラブ 安居(☎080-3219-2953)
	安全運転管理者法定講習会 6月14日(水) 12:00~17:20入場:関係者 問合せ:安中地区安全運転管理者協議会 大塚(☎382-0211)
	安中市文化センター自主文化事業 「綾小路きみまろ 笑撃ライブ2017」チケット発売日 6月17日(土) 8:30~ チケット全席指定前売5,000円 問合せ:文化センター (☎381-0586)
	教育振興大会 教育セミナー 6月29日(木) 10:30~12:00 関係者 問合せ:安中市 私立幼稚園・認定子ども園父母の会連合 今井(☎382-0816)
	安中青年会議所 7月 第一例会 7月1日(土) 9:00~17:00入場:関係者 問合せ:安中青年会議所(☎382-2824)
	市民パソコン教室 6月1、3、8、10、15、17、22、24、29(木、土) 13:30~15:30 入場無料(会場:2階パソコン室)
	市民の茶席(表千家流) 6月17日(土) 10:00~15:00 入場無料(会場:2階茶室) 問合せ:文化センター (381-0586)
	おもしろ科学教室「ストロンボーンで音のひみつがし」 6月24日(土) 9:30~12:00 要予約 問合せ:文化センター (☎381-0586)
	絵本読み聞かせ 6月24日(土) 14:00~15:00 図書館幼児コーナー 問合せ:安中市図書館(☎381-0529)

問合せ 安中市文化センター ☎381-0586
午前8時30分~午後5時15分の間
休館日はP26をご確認ください



生涯学習だより

題名 「日本の外」

安中第二中学校 三年 長滝 涼生

世界の国々と比べて日本人は消極的だ、と言われることが多くあります。日本人はそれを外国の人は元気が良すぎるだけだとか、他人への気遣いであえて声をかけないのだ、などと言います。僕も、これが日本特有の落ち着いた雰囲気だしなあ、というくらいの認識でした。しかし、去年の夏、僕の人生に大きな影響を与える経験をしてから、この考えに疑問を持ち始めました。

昨年、僕は安中市の主催するカナダ派遣に参加しました。初めて日本を外から見ると、この経験は、僕に様々なものの見方や考え方を学ばせてくれました。中でも僕が興味を持ったのは、カナダ人の性格についてです。外国人と聞くとおおざっぱで、大きな体を持ち、少し怠けている、そんなイメージをもっている人が多いのではないのでしょうか。しかし、実際に生活を共にしてみると、そんな偏見は一切なくなりなりました。僕のホストブラザーだった子は僕より少し年齢の下の男子でした。彼は朝ご飯と学校にもっていくラUNCHを毎日自分で用意していました。後で他の友達に聞いてみたら、多くのカナダ人の子供がそのような生活をしていることがわかりました。それはまさに、自主自立の精神でした。このことについて、日本人の添乗員さんに詳しくお話を伺ってみたら、外国の子供は日本の子供より5歳くらい精神年齢が高いということでした。他にも、カナダにいた間、横断歩道の手前に立つと、必ず車が止まってくれるなど、カナダの人のおもいやりのある気持ちにも触れることができました。僕はこ

のような経験から、日本の中だけの考え方にとらわれず、もっと他の国の考え方や文化を知り、自分の世界を広げていきたいという気持ちが強くなりました。

では、他国の文化を知り自分の世界を広げるためには、まずどのようなことから始めたら良いのでしょうか。僕が思う一番身近な方法は、世界の共通語である英語を学習するということです。他国の文化や考え方を学ぶためにはその考え方のベースとなるその国の言葉を理解する必要があります。その国からです。その点、英語は多くの国で話され、会話や思考に用いられています。ですから、英語を学習することは大変重要なことだと思います。

しかし、最近学校では英語が嫌いという人や、学習する意味がないという人が多いと感じています。僕は5歳の時からハンガリーの先生に英語を習っています。確かに僕も英語を習い始めた頃は何度もこの疑問を持ち、母に尋ねたりもしました。すると母は決まっています。

「必要になる時がかならずくるよ。」

と言いました。しかし、僕には、日本に住んでいるのに、英語が必要になるときなど本当に来るのだろうかという疑問が残りました。しかし、それでも英語の学習を続けるうちに、少しずつ僕に変化が起こっていききました。ハンガリー人の英語の先生は授業のあいまに、海外の行事をたくさん教えてくれました。その頃から僕は英語が好きになっていったのです。さらに、去年の僕の担任の先生と学習を続けていくうちに、英語をもっとと学習したいという気持ちが強くなっていきました。先生は英語を教えてくれるだけではなく、英語を話すことそのものの楽しさを感じさせ

てくれ、英語の重要性についても熱心に語ってくれました。

僕は大好きになった英語の学習をもっともっと頑張りたい、他の国の考え方や文化を知り、自分の世界を広げていきたいと思っています。

そして今、僕には海外と多く関われる仕事に就くという夢ができました。この夢は初めて日本から出たことで目指し始めた夢です。その中で、他国を知り、日本の良さを他国に伝えていきたいと思っています。日本人が消極的だと言われている今だからこそ、積極的に海外で活躍できる人間になりたいです。外国に大きくその印象を変えられた僕が、今度は日本人の印象をさらに良いものにしていこうと思っております。そのために今できる準備をしっかりとしていきたいと思っています。

皆さんも日本にいただけでは決して知ることのできない様々な文化やものの見方を学び、自分の世界を広げるために海外に行ってみてはどうでしょうか。一度しかない人生を小さな世界で終わらせたくないよう、世界に目を向けていきましょう。

第39回「少年の主張」安中市大会

中学生の未来へつなぐ

メッセージを聞いてみませんか？

【と き】 7月6日(木)

受付：午後1時30分 開会：午後2時

【と ころ】 松井田文化会館 大ホール

【発表者】 市内中学生代表12人

優秀者3人は西部地区大会に推薦します。

【入 場】 当日の受付でどなたでも無料で入場できます。

【主 催】 教育委員会、青少年育成推進員連絡協議会、青少年健全育成会議

【問合せ】 生涯学習課(☎内線2242)

学習の森

だより

No.134

『安中の文化財』

井伊家と安中

井伊直勝と安中

井伊直政には二人の子がいました。正室の東梅院(唐梅院)との子である井伊直継(後の直勝)と、側室の子である井伊直孝です。慶長7年(1602)に井伊直政が亡くなると、直継が家督を継ぎましたが、家臣をまとめることができず、家中で争いがおきました。慶長12年に大坂冬の陣が起こると、徳川家康は病気がちな直継に代わり弟の直孝に出陣を命じ、戦果を挙げた直孝は直継と当主交替となりました。

初代安中藩主となった直継は名を直勝と改め、母の東梅院と井伊谷以来の古参の家臣を引き連れ、安中に入りました。直勝が安中で行ったこととして、安中の町並みの整備や、碓氷関所と柵関所(群馬県渋川市)の警固などがあります。

廃城になっていた安中城を再建し、中山道沿いには下野尻村・伝馬町・谷津村・上野尻村を配置しました。また、江戸幕府北辺の警備の要である碓氷関所と、高崎から越後国に向かう三国街道の関所である柵関所を守ることは重要でした。



井伊直好生母の墓



井伊直政正室の墓

大泉寺(安中市安中)には井伊直政正室の墓と井伊直好生母の墓が残されており、安中市指定史跡になっています。



文化財を大切に
平成28年度「文化財愛護ポスター」優秀作品(敬称略)
村田 華美(松井田東中1年)

学習の森ふるさと学習館第十七回企画展

井伊家と安中

開催中

7月17日(祝)まで

展示図録500円にて好評発売中!



学習の森では、バーベキュー棟やバンガローなどが設置されており、夏期は大変混雑しますので、施設の空き状況を確認したい人は、ふるさと学習館にお問い合わせください。各施設の詳細は安中市ホームページに掲載しております。

問合せ▶安中市学習の森 ふるさと学習館
Tel. 027-382-7622 Fax. 027-382-7623 Mail: furusato@city.annaka.lg.jp



第33回ひな人形展

今年で第33回を迎えるひな人形展が、2月8日(水)～3月20日(月)まで開催されました。京都生まれのひな人形と群馬県指定史跡である茶屋本陣の雰囲気調和し、多くの人を和ませました。

選挙出前授業の実施

3月17日(金)に、県立松井田高校の2年生を対象として選挙出前授業を実施しました。選挙講座のあと、実際の選挙と同じ記載台や投票用紙を使用して模擬投票を行いました。



第22回安中市少年少女合唱団 定期演奏会

3月18日(土)に、安中市文化センターにて第22回安中市少年少女合唱団の定期演奏会が行われました。第1～5部で構成され、ピアノ演奏や美しい歌声を披露しました。

「やま・さと応援隊」が市長に報告

3月27日(月)に、県内の大学と中山間地の住民が協力して地域活性化に取り組む、県の「やま・さと応援隊」事業で、群馬大学の学生が本市の活性化のために昨年からの調査・活動し、その報告とともに大学生の目線から市内の名所やグルメを紹介したパンフレット「今、安中にいます。」を茂木市長へ届けました。



市内郵便局と協定を締結

市内の郵便局との協力体制を強化し、災害時に相互に協力するため「災害時における安中市と安中市内郵便局の協力に関する協定」と、高齢者や子どもの見守り、不法投棄などの情報提供を目的とした「地域における安中市と安中市内郵便局の協力に関する協定」の2つの協定を3月27日に締結しました。2つの協定は、合併前にそれぞれ締結していた覚書を見直し、新たに協定として締結されました。



「安中交番」開所式

4月7日(金)に、板鼻駐在所・野殿駐在所・署所在地系の統廃合に伴い、板鼻駐在所施設を活用した安中交番の開所式に参加しました。

花と緑の大花壇づくり

4月15日(土)に、花と緑のぐんまづくり2017の安中市のメイン会場「碓氷峠の森の公園」にて屋外特設ステージ正面に設置される「シルクで繋ぐみんなの花壇」の花壇づくりが行われました。当日は天候にも恵まれ、大勢のボランティアの人が参加し、1株1株ていねいに花を植えました。



花と緑のぐんまづくり2017 in 富岡・安中 ～ふるさとキラキラフェスティバル～ オープニングセレモニー

4月22日(土)に、「花と緑のぐんまづくり2017 in 富岡・安中～ふるさとキラキラフェスティバル～」のオープニングセレモニーが富岡市の富岡倉庫にて開催されました。安中市では、4月22日(土)から5月21日(日)まで碓氷峠の森公園・坂本宿をメイン会場とし、たくさんの「ステージイベント」や「体験教室」が催され、多くの人にご来場いただきました。

市民 information インフォメーション

安中市役所

〒379-0192 安中市安中一丁目23-13
☎382-1111 FAX381-0503

ホームページアドレス：
<http://www.city.annaka.lg.jp/>
メールアドレス：
kouhou@city.annaka.lg.jp

◎新築・増築家屋の調査について

市では、平成29年1月2日から平成30年1月1日までに新築・増築した家屋を対象に、来年1月下旬まで家屋調査を実施いたします。工事が完了した家屋の調査日について都合のよい日時をご連絡いただければ、日程を調整させていただきますのでお申し出ください。

※家屋を取り壊した場合は「除却届」が必要になりますので、はんこを持参のうえ、手続きをしてください。(除却届は☑でも申請できます)

問合せ▼**困** 税務課固定資産税係 (☎内線1070)

◎行政相談員の皆さんを紹介します



小堀 眞知子
(再任)



鈴木 改
(再任)



高橋 宏明
(再任)

行政相談員は、皆さんの身近な相談相手として総務大臣から委嘱を受け、国道・国税・登記などの国の業務、地方公共団体が国から委任や補助を受けて行っている国民年金・生活保護などの業務について、相談者への助言や関係行政機関への通知などの仕事を無報酬で行っています。お気軽にご相談ください。

◎安中市少年少女合唱団团员募集!

安中市少年少女合唱団では、平成29年度の团员を左記のように募集しています。歌の好きな仲間と楽しく歌いたい人は合唱団に入りませんか。ぜひ見学からどうぞ。たくさんの方の入団をお待ちしています。

募集人員▼・ジュニアクラス (小学校1〜3年)

・シニアクラス (小学校4年〜高校生)

練習時間▼・ジュニアクラス (毎週水曜日午後5時〜6時)

・シニアクラス (毎週水曜日午後6時〜7時30分)

練習場所▼安中市文化センター 大会議室

団費▼ジュニア：1,200円/月 シニア：1,500円/月

申込み・問合せ▼**困** 生涯学習課社会教育係 (☎内線2242)

消費生活センターからのお知らせ

ウェブサイト閲覧中の

二セの警告音にだまされしないで

パソコンでサイトの閲覧中に、突然、警告音が鳴りだし、「ウィルスに感染した」等という警告表示が表れたまま消えず、画面上の電話番号に連絡させるよう仕向ける事例が報告されています。音や画面表示が出て、とにかくあわてず、落ち着くことが大切です。



【事例】

パソコンで動画を見ていたら、突然警告音が鳴り出し、止まらなくなった。パニック状態になり、画面に出ていた「対策をする」という表示のあった電話番号に連絡してしまった。電話の相手が1万円ほど払えば音を消してくれると言うので、仕方なくお願いし、クレジットカード番号を教えた。相手の指示に従いパソコンを操作した後、遠隔操作により警告音と画面は消えたが、不審である。

【ひとことアドバイス】

★画面の連絡先に電話すると、「警告音や画面を消すため」とウィルス対策ソフトなどをインストールさせられ、料金を請求されることがあります。決して画面の連絡先に電話をしてはいけません。

★警告音や画面を消す方法は独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) のホームページが参考になります。

【まずは相談しましょう】

わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じたら、早めに消費生活センターにご相談ください。

相談日時▼月〜金曜日 (祝日を除く) 午前9時〜午後4時
問合せ▼安中市消費生活センター (☎382-2228)

行事カレンダー

6月1日→7月15日

日	曜日	行事名	日	曜日	行事名	日	曜日	行事名
6月								
1	木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30	20	火	●第2回安中市議会定例会一般質問(予定) 9:00~ ●市民献血 困 10:00~12:00、13:00~15:30	6	木	●初心者パソコン講座 パソコンを始めよう(パソコン入門)9:00~12:00 「お知らせ」を作ろう(ワード入門)13:00~16:00 文化センター ●第39回少年の主張安中市大会 文化会館 14:00~ ●家庭教育カウンセリング初級講座⑤ 文化センター 10:00~12:00
2	金		21	水	●家庭教育カウンセリング初級講座③ 文化センター 10:00~12:00			
3	土	●市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30	22	木	●第2回安中市議会定例会閉会(予定) 9:00~ ●市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30			
4	日		23	金		7	金	●初心者パソコン講座 パソコンを始めよう(パソコン入門)9:00~12:00 「お知らせ」を作ろう(ワード入門)13:00~16:00 文化センター
5	月		24	土	●市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30 ●おもしろ科学教室 「ストロンボーンで音のひみつがし」 文化センター 9:30~12:00 ●絵本読み聞かせ 安中市図書館 14:00~15:00	8	土	●初心者パソコン講座 インターネットを使おう(インターネット入門) 文化センター 9:00~16:00
6	火		25	日		9	日	●初心者パソコン講座 インターネットを使おう(インターネット入門) 文化センター 9:00~16:00
7	水	●体育施設利用者調整会議(7~9月) 旧安中市屋外施設 ㊦ 18:30~ 旧松井田町屋内外施設 ㊦ 18:30~	26	月	●第6回農業委員会総会 11:00~ 201会議室	10	月	●初心者パソコン講座 出納帳・表を作ろう(エクセル入門) 文化センター 13:00~16:00
8	木	●体育施設利用者調整会議(7~9月) 旧安中市屋内施設 ㊦ 18:30~ ●市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30 ●家庭教育カウンセリング初級講座① 文化センター 10:00~12:00	27	火		11	火	●7/11~7/20 夏の県民交通安全運動
9	金	●第2回安中市議会定例会開会(予定) 9:00~	28	水		12	水	●初心者パソコン講座 出納帳・表を作ろう(エクセル入門) 文化センター 13:00~16:00 ●家庭教育カウンセリング初級講座⑥ 文化センター 10:00~12:00
10	土	●市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30	29	木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30 ●家庭教育カウンセリング初級講座④ 文化センター 10:00~12:00	13	木	●初心者パソコン講座 出納帳・表を作ろう(エクセル入門) 文化センター 13:00~16:00 ●家庭教育カウンセリング初級講座⑦ 文化センター 10:00~12:00
11	日		30	金		14	金	●初心者パソコン講座 出納帳・表を作ろう(エクセル入門) 文化センター 13:00~16:00
12	月		7月			15	土	●うすい街道寄席チケット発売日 松井田文化会館 9:00~ ●写真取り込み講座 文化センター 9:00~16:00
13	火	●第2回安中市議会定例会総務文教常任委員会(予定) 9:00~	1	土				
14	水	●第2回安中市議会定例会福祉民生常任委員会(予定) 9:00~	2	日	●市民フリーフロー大会 松井田体育館 9:00~			
15	木	●第2回安中市議会定例会経済建設常任委員会(予定) 9:00~ ●市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30 ●家庭教育カウンセリング初級講座② 文化センター 10:00~12:00	3	月	●初心者パソコン講座 パソコンを始めよう(パソコン入門)9:00~12:00 「お知らせ」を作ろう(ワード入門)13:00~16:00 文化センター	12	水	●初心者パソコン講座 出納帳・表を作ろう(エクセル入門) 文化センター 13:00~16:00 ●家庭教育カウンセリング初級講座⑥ 文化センター 10:00~12:00
16	金		4	火		13	木	●初心者パソコン講座 出納帳・表を作ろう(エクセル入門) 文化センター 13:00~16:00 ●家庭教育カウンセリング初級講座⑦ 文化センター 10:00~12:00
17	土	●市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30 ●市民の茶席 文化センター 10:00~15:00 ●「綾小路きみまろ 笑撃ライブ2017」チケット発売日 文化センター 8:30~	5	水	●初心者パソコン講座 パソコンを始めよう(パソコン入門)9:00~12:00 「お知らせ」を作ろう(ワード入門)13:00~16:00 文化センター	14	金	●初心者パソコン講座 出納帳・表を作ろう(エクセル入門) 文化センター 13:00~16:00
18	日					15	土	●うすい街道寄席チケット発売日 松井田文化会館 9:00~ ●写真取り込み講座 文化センター 9:00~16:00
19	月	●第2回安中市議会定例会一般質問(予定) 9:00~						

※毎週月曜日は市民交通安全日、毎月1日は県民交通安全日です。

休館のご案内

恵みの湯	6/6・20 7/4	碓氷川熱帯植物園	6/6・13・20・27 7/4・11
峠の湯	6/13・27 7/11	スポーツセンター	(※は温水プールのみ休業です)
鉄道文化むら	6/6・13・20・27 7/4・11		6/5・12※・19・26※ 7/3・10※
文化センター	(※は図書館のみ休館です)		
	6/6・13・20・27・30※ 7/4・11	学習の森	6/6・13・20・27 7/4・11
文化会館	6/5・12・19・26・30 7/3・10	いきいき長寿センター	6/5・12・19・26 7/3・10

相談案内

6月1日→7月15日

行政相談

☎ 6/1・15 7/6 9時～11時30分
☎ 6/5 7/3 13時30分～16時

無料法律相談

☎ 6/2・16 7/7 13時～16時
※要電話予約 ☎市民生活課 (☎内線1207)

人権相談

☎・☎ 6/1 13時30分～16時 (受付15時30分まで)

家庭児童相談

電話相談・面接相談 (☎子ども課)
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～16時
※要電話予約 ☎子ども課 (☎382-8005)

健康相談 (生活習慣病・育児・栄養相談など)

☎ 月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分
※要電話予約 ☎健康づくり課 (☎内線1174)

妊婦健康相談 (母子手帳交付)

☎・☎ 月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分
※要電話予約 ☎健康づくり課 (☎内線1174)

消費生活相談

消費生活センター (☎敷地内)
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～16時 (☎382-2228)

労働相談

☎ 6/6・20 7/4 13時30分～16時
※要電話予約 ☎市民生活課 (☎内線1207)

無料税務相談

☎ 6/7 7/6 13時～16時
※要電話予約 ☎税務課 (☎内線1061)

障害者相談

知的・身体障害者相談 (☎・☎)
月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分
精神障害者相談 (ヌアリーベ ☎380-5385)
月～土曜日 (祝日を除く) 10時～18時

青少年相談

電話相談・面接相談 (☎青少年センター)
メール相談 (seishonen@city.annaka.lg.jp)
月・火・水・金曜日 (祝日を除く) 9時～14時
※要電話予約 (☎393-4777)

介護相談・認知症相談

電話相談・面接相談 (☎・☎)
月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～16時
※要電話予約 ☎介護高齢課 (☎内線1189)
☎住民福祉課 (☎内線2151)

DV電話相談

月・火・木・金曜日 (祝日を除く) 9時～16時
(☎329-6646)

生活困窮に関する相談 (生活支援相談窓口)

電話相談・面接相談
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～16時30分
※要電話予約 ☎福祉課 (☎内線1191)

心配ごと相談

地域福祉支援センター (☎382-8397)
第2・4木曜日 (祝日を除く) 9時～11時30分
☎ 第9会議室
第1・3月曜日 (祝日を除く) 13時30分～16時

青色申告記帳相談

安中商工会 (☎382-2828)
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～12時
松井田商工会館 (☎393-1411)
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～17時

交通事故相談

安中交通安全協会
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～16時
※要電話予約 (☎382-0211)

若者就職活動個別相談

☎ 第一火曜日 (1月を除く) 10時～12時
※要電話予約 ぐんま若者サポートステーション (☎233-2330)

健康通信 平成29年度の各種検診が6月から始まります

5月下旬に、今年度の検診対象者全員にオレンジ色の封筒で「受診シール」を送付しています。希望の検診について、『検診のしおり』をご覧ください。受診の際は封筒に入っている「受診シール」が必ず必要となりますので、忘れずにお持ちください。

詳細は、☎健康づくり課予防係 (☎内線1172) までお問い合わせください。

本庁市民課 休日窓口開設日

6月4日・18日 7月2日

午前8時30分～正午

業務内容

- 住民票の写しの交付
- 戸籍謄本・抄本の発行
- 印鑑証明書の発行
- その他市民課取扱各種証明書の発行

給水管修理当番業者 (6月1日～7月15日)

上水道と簡易水道の給水管の修理は、業者で行っていますので漏水などの修理は、その日の当番業者にお申し込みください。修理代は実費です。【安中市管工事協同組合 ☎385-4401】

6月			7月		
1日	I・O・W	16日	C・D・R	1日	M・T・V
2日	F・P・Z	17日	E・N・W	2日	C・X・Y
3日	L・S・U	18日	H・Q・Z	3日	G・K・W
4日	B・T・V	19日	I・O・U	4日	D・R・Z
5日	J・X・Y	20日	B・F・P	5日	E・N・U
6日	A・G・K	21日	J・L・S	6日	B・H・Q
7日	D・M・R	22日	A・T・V	7日	I・J・O
8日	C・E・N	23日	M・X・Y	8日	A・F・P
9日	H・Q・W	24日	C・G・K	9日	L・M・S
10日	I・O・Z	25日	D・R・W	10日	C・T・V
11日	F・P・U	26日	E・N・Z	11日	W・X・Y
12日	B・L・S	27日	H・U・Q	12日	G・K・Z
13日	J・T・V	28日	B・I・O	13日	D・R・U
14日	A・X・Y	29日	F・J・P	14日	B・E・N
15日	G・K・M	30日	A・L・S	15日	H・J・Q

	業者名	TEL		業者名	TEL
A	今川設備	382-9433	N	(有)武美工業	382-5061
B	(有)入沢電気商会	382-1609	O	(有)田中工作所	385-4126
C	碓氷設備	381-2730	P	(株)半田組	385-8374
D	(有)内堀設備工事	393-0157	Q	(有)福美商事	381-0293
E	(有)金子屋商店	393-0332	R	(有)松本住設	385-6278
F	(有)黒須設備工業	381-1148	S	(株)茂木設備	381-6616
G	群栄工業(株)	393-1012	T	(有)山田タイル工業	381-0075
H	児玉工業(有)	393-3118	U	(株)ヤマハチ・クボニワ	381-0435
I	(有)佐藤商店	395-2323	V	(株)ユタカ	385-7647
J	佐藤燃料(株)	381-1111	W	オオカワラ住器	382-1987
K	(有)渋谷設備	381-1262	X	反町備工	384-2058
L	(有)ジーワイ燃設	382-2891	Y	第一設備工業(有)	385-8769
M	(有)須藤工業	388-1178	Z	(株)フェニックス	382-5262

安中市文化センター自主文化事業

「綾小路きみまろ 笑撃ライブ2017」の前売券を発売します

中高年のアイドル、
綾小路きみまろが安中市にやってきます！
会場を笑いの渦に巻きこむ、
笑撃ライブをお楽しみください！



チケット▶全席指定 前売5,000円 当日5,500円
6月17日(土) 午前8時30分から
安中市文化センターにて販売開始
お電話での申し込みは6月19日(月) 午前9時から

※18歳未満の方の入場はご遠慮ください。

※販売初日は一人4枚まで。

出演者▶綾小路きみまろ

公演日時▶9月2日(土) 開場：午後1時 開演：午後2時

会場▶安中市文化センター ホール

主催▶安中市教育委員会

問合せ▶安中市文化センター ☎381-0586

磯部築で鮎を堪能しませんか

磯部築は市観光機構の観光築で、アカシアの緑陰で築場を眺めながら鮎の活魚料理を手ごろな料金でお楽しみいただけます。ぜひお越しください。



営業期間▶6月11日(日)～9月下旬まで
(期間中は無休)

営業時間▶平日 午前11時～午後5時

土日祝日 午前11時～午後6時

(午後6時以降のご予約については相談可)

問合せ▶磯部築 (☎385-6959)

(一社)安中市観光機構 (☎385-6555)



皆さんの声をお待ちしております

市役所[☎]、各地区的公民館・生涯学習センターに、皆さんの声をお聞きするため、「市民の声」を投函できるポストを配置しております。皆さんが日ごろ感じていることやご意見などをぜひお聞かせください



人口と世帯

	日本人住民		外国人住民		合計
	男	女	男	女	
安中地域	22,289	22,849	179	227	合計 59,267人
松井田地域	6,655	6,991	22	55	世帯数 24,542
合計	28,944	29,840	201	282	(平成29年4月末日現在)